

岐阜県公報

第二千六百七十号
平成二十七年八月四日

(火曜日)

大規模小売店舗の変更の届出に関する件
公共測量の実施

(商業・金融課) 五四九
(用地課) 五五〇

目次

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉国保課)	五三八
指定医療機関の名称の変更の届出	(同)	五三八
指定医療機関の廃止の届出	(同)	五三八
介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定	(同)	五三九
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	五四〇
指定介護機関の廃止の届出	(同)	五四一
医療扶助及び医療支援給付のための施術担当機関の指定	(同)	五四二
道路の位置指定の廃止	(建築指導課)	五四二
保安林の指定予定	(揖斐農林事務所)	五四二
選挙管理委員会告示		
設立届が提出された政治団体の名称等の公表	(選挙管理委員会)	五四三
政治団体の異動事項の公表	(同)	五四三
解散届が提出された政治団体の名称等の公表	(同)	五四六
指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表	(同)	五四六
公 示		
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	五四七
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(同)	五四七
指定管理者の指定	(文化振興課)	五四八
平成二十七年度クリーニング師試験の実施	(生活衛生課)	五四八

告示

岐阜県告示第四百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年八月四日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	指定年月日
青 山 内 科	関市関口町二丁目一番四三番	平成二七・六・一
さくらデンタルクリニック	各務原市鷺沼三ツ池町二二四二一	平成二七・七・一
ピノキオ薬局 美濃加茂店	美濃加茂市古井町下古井五四七	同

岐阜県告示第四百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年八月四日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	変更年月日
新 ききょう薬局	多治見市前畑町二丁目三〇番	平成二七・六・一
旧 阪神調剤薬局 多治見市民店	多治見市太平町六一四	平成二七・七・一
新 おざき整形外科	多治見市太平町六一四	平成二七・七・一
旧 いとう整形外科	多治見市太平町六一四	平成二七・七・一

岐阜県告示第四百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年八月四日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	廃止年月日
青 山 内 科	関市関口町二一四三三	平成二五・三・三一
ファーマライズ薬局 各務原店	各務原市蘇原東島町四丁目五二番地	平成二七・六・一二
日 比 野 薬 局	土岐市駄知町二二五四番地の三	平成二七・六・三〇
有限会社フジツカ薬局	羽島郡岐南町八剣一丁目二番地	同
シンエイ調剤薬局	土岐市泉神栄町四三	同

岐阜県告示第四百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五

十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	指 定 年 月 日
合資会社にんげんの輪	中津川市蛭川三五〇六番地八	介護予防通所介護	愛手ケアセンター	多治見市本町三丁目六五光ビル一階	平成二七・六・一
有限会社耕グループ	恵那市岩村町飯羽間一六一六	訪問看護	くわのみ訪問看護ステーション	恵那市岩村町飯羽間一六一六	同
有限会社耕グループ	恵那市岩村町飯羽間一六一六	介護予防訪問看護	くわのみ訪問看護ステーション	恵那市岩村町飯羽間一六一六	同
医療法人 悠信会	揖斐郡大野町黒野六四五一	訪問リハビリテーション	クリニック ラポール	揖斐郡大野町大野九二四番地一	平成二七・七・一
医療法人 悠信会	揖斐郡大野町黒野六四五一	介護予防訪問リハビリテーション	クリニック ラポール	揖斐郡大野町大野九二四番地一	同
有限会社アットホーム	多治見市大畑町西仲根三二二五	訪問介護	陶の里ヘルパーステーション	多治見市大畑町西仲根三二二五	同
有限会社アットホーム	多治見市大畑町西仲根三二二五	介護予防訪問介護	陶の里ヘルパーステーション	多治見市大畑町西仲根三二二五	同
有限会社アットホーム	多治見市大畑町西仲根三二二五	通所介護	陶の里ナーシングデイ	多治見市大畑町西仲根三二二五	同
株式会社ウイーズ	埼玉県北葛飾郡松伏町築比地七九五一	居宅療養管理指導	かかみの中央薬局	各務原市蘇原東島町四九二、一〇一	同
株式会社ウイーズ	埼玉県北葛飾郡松伏町築比地七九五一	介護予防居宅療養管理指導	かかみの中央薬局	各務原市蘇原東島町四九二、一〇一	同

岐阜県告示第四百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
平成二十七年八月四日
岐阜県知事 古田 肇

住宅介護事業者等の名称

住宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

住宅介護事業所等の名称

住宅介護事業所等の所在地

変更年月日

有限会社 幸の風

新 安八郡輪之内町楡 俣一四一五
旧 海津市海津町稲山 七八七

訪問入浴介護
幸の風指定訪問入浴介護事業所

新 安八郡輪之内町楡 俣一四一五
旧 安八郡輪之内町下 大樽新田字明治一

平成一九・六・一

新 株式会社フロンティアの介護

新 愛知県名古屋市中東区泉一丁目一九番八号
旧 愛知県小牧市大字北外山一八五四番地一

認知症対応型共同生活介護
グループホームいわむらの

二 恵那市岩村町七三〇

平成二七・五・一

旧 株式会社イーピーエーサービス

新 株式会社フロンティアの介護

旧 株式会社イーピーエーサービス

介護予防認知症対応型共同生活介護
グループホームいわむらの

二 恵那市岩村町七三〇

同

新 株式会社フロンティアの介護

新 愛知県名古屋市中東区泉一丁目一九番八号
旧 愛知県小牧市大字北外山一八五四番地一

住宅介護支援事業
居宅介護支援事業所 いわむらの憩

二 恵那市岩村町七三〇

同

旧 株式会社イーピーエーサービス

ヤマノウチ物産株式会社
 不破郡垂井町八一〇
 訪問介護
 えが
 お
 新 大垣市長松町九八
 旧 不破郡垂井町表佐七〇九一
 平成二七・六・一

ヤマノウチ物産株式会社
 不破郡垂井町八一〇
 介護予防訪問介護
 えが
 お
 新 大垣市長松町九八
 旧 不破郡垂井町表佐七〇九一
 平成二七・六・一

株式会社大石電気商会
 大垣市藤江町二九七
 福祉用具貸与
 株式会社大石電気商会
 ナソニックエイジフリーパ
 新 大垣市藤江町二九七
 旧 大垣市三塚町一一六三
 平成二七・六・一六

株式会社大石電気商会
 大垣市藤江町二九七
 介護予防福祉用具貸与
 株式会社大石電気商会
 ナソニックエイジフリーパ
 新 大垣市藤江町二九七
 旧 大垣市三塚町一一六三
 同

株式会社大石電気商会
 大垣市藤江町二九七
 特定介護予防福祉用具販売
 株式会社大石電気商会
 ナソニックエイジフリーパ
 新 大垣市藤江町二九七
 旧 大垣市三塚町一一六三
 同

岐阜県告示第四百五十号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の

三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
 平成二十七年八月四日
 岐阜県知事 古 田 肇

株式会社こころ
 恵那市東野二二二
 訪問介護
 居宅介護事業所等の名称
 居宅介護事業所等の名称
 居宅介護事業所等の名称
 平成二七・五・三一

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
 恵那市東野二二二

サービスの種類
 訪問介護

居宅介護事業所等の名称
 こころヘルパーステーション

居宅介護事業所等の所在地
 恵那市東野二二二

廃止年月日
 平成二七・五・三一

株式会社こころ 四 恵那市東野二二二 同
 日比野 晃 三 土岐市駄知町二二五四 平成一七・六三〇
 三 土岐市駄知町二二五四 同
 三 居宅療養 日比野 薬 局 三 土岐市駄知町二二五四 同
 三 管理指導 日比野 薬 局 三 土岐市駄知町二二五四 同

岐阜県告示第四百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年八月四日

岐阜県知事 古田 肇

氏名 施術所の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 年指月日定

中田 義 幸 ファミリア下呂 高山市荘川町新洲六〇四番地 平成 二七・六一

鈴木 智 絵 ファミリア下呂 飛騨市古川町若宮二一三 一七 同

岐阜県告示第四百五十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定の廃止を、建築事務所長が次のとおり認定したので、岐阜県建築基準法施行細則（昭和二十六年岐阜県規則第九号）第十二条第二項の規定により告示する。

平成二十七年八月四日

岐阜県知事 古田 肇

中濃建築事務所

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）	廃止番号	年認月日定
美濃加茂市本郷町二丁目字巾下一八四〇番七の二から一八七六番一の二の一部まで	四・〇〇から八・〇〇	一六・〇〇	中建築第一二三号	平成 二七・六二五
美濃加茂市本郷町二丁目字宮浦一四番二の二から同字巾下一九一五番一の二の一部まで	四・〇〇	八・〇〇	同	同

東濃建築事務所

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）	廃止番号	年認月日定
瑞浪市陶町大川七九一番五九	四・〇〇から八・〇〇	三〇・〇〇	東建築第六〇号	平成 二七・四二七

岐阜県告示第四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年八月四日

岐阜県知事 古田 肇

保安林予定森林の所在場所

一 揖斐郡揖斐川町北方字西平一三二四の二、字城山二二九一の九、字間戸三二四二九の二、三四二九の三（次の図に示す部分に限る。）、三四六三の二、三四六三の九、三四六三の一〇、三四六三の一一、三四六三の二七

二 指定の目的
魚つき

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県揖斐農林事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
各務原市稲羽地区会	佐々木 博康	伊藤 光男	各務原市上中屋町 5 93	平成27年6月3日
各務原市鷺沼地区会	中 島 泰司	岡 部 秀夫	各務原市鷺沼三ツ池町 3 402 13	平成27年6月3日
各務原市蘇原地区会	坂 井 健 員	水 野 盛 俊	各務原市蘇原古市場町 1 18	平成27年6月3日
各務原市那加地区会	鳥 内 治 浩	津 田 忠 孝	各務原市那加桐野町 7 25	平成27年6月3日
高木まさのぶ後援会	高 木 将 延	高 木 京	可児市今渡1542	平成27年6月12日

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十七年八月四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治

団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十七年八月四日

岐阜県選挙管理委員会
 総務課 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異年月日
公明党岐阜県本部	水野吉近	代表者	水野吉近	岩花正樹	平成27年 5月30日
	水野吉近	会計責任者	市川隆也	水野吉近	
公明党岐阜第五総支部	鈴木清貴	代表者	鈴木清貴	塚本俊一	平成27年 5月30日
		会計責任者	榛葉利広	鈴木清貴	
		主たる事務所の所在地	中津川市花戸町1 9	土岐市駄知町丸山1283 2	
公明党岐阜第三総支部	横山富士雄	代表者	横山富士雄	市川隆也	平成27年 5月30日
		会計責任者	足立将裕	横山富士雄	
		主たる事務所の所在地	各務原市那加信長町1 23	関市小瀬1802 3	
公明党岐阜第二総支部	船渡洋子	代表者	船渡洋子	横山幸司	平成27年 5月30日
		主たる事務所の所在地	本巣市野海1275 7	大垣市馬場町76	
		代表者	金井文敏	横山俊二	
公明党岐阜第四総支部	金井文敏	会計責任者	野呂和久	山田喜弘	平成27年 5月30日
		主たる事務所の所在地	美濃加茂市峰屋町下峰屋215 2	美濃加茂市下米田町西脇970 11	
		名称	自由民主党揖斐川町支部	自由民主党揖斐川支部	
自由民主党岐阜県土地改良支部	渡辺信行	主たる事務所の所在地	揖斐郡池田町上田64	揖斐郡池田町本郷1287 3	平成27年 6月1日
			会計責任者	三輪剛士	
自由民主党岐阜県ビルメンテナンス支部	森田重治	主たる事務所の所在地	大垣市北切石町2 1	岐阜市宇佐南3 6 20	平成27年 6月11日

自由民主党坂祝町支部	竹内 浩一	代表者	竹内 浩一	和 田 雅 彦	平成27年 5月11日
		主たる事務所の所在地	加茂郡坂祝町黒岩827 6	加茂郡坂祝町酒倉829 1	
自由民主党飛騨市支部	布 俣 正 也	代表者	布 俣 正 也	洞 口 博	平成27年 5月15日
		主たる事務所の所在地	飛騨市古川町是重1 2 24	飛騨市古川町杉崎179 2	
自由民主党煙川村支部	柘 植 貴 敏	代表者	柘 植 貴 敏	柘 植 達 樹	平成27年 6月2日
		代表者	杉 山 正 樹	郷 明 夫	
自由民主党山県市支部	杉 山 正 樹	代表者	村 瀬 伊 織	郷 明 夫	平成27年 5月29日
		主たる事務所の所在地	山県市高富635	山県市高富1738	
民主党岐阜県第1行政区支部	林 幸 広	名称	民主党岐阜県第1行政区支部	民主党岐阜県関市支部	平成27年 6月1日
新しい各務原市を築く会	山 口 洋 子	代表者	山 口 洋 子	今 尾 弘 幸	平成27年 6月19日
岐阜県電気工業業政治連盟	森 輝 廣	代表者	森 輝 廣	杉 浦 匡 介	平成27年 6月15日
岐阜県土地改良政治連盟	渡 辺 信 行	主たる事務所の所在地	揖斐郡池田町上田64	揖斐郡池田町本郷1287 3	平成27年 6月1日
		代表者	藤 川 師 弘	朝比奈 鋭 一	平成27年 5月15日
名古屋税理士政治連盟大垣支部	藤 川 師 弘	会計責任者	山 本 雅 一	高 橋 貞 光	
		代表者	岩 田 勝 司	今 井 正 義	
名古屋税理士政治連盟岐阜県支部連合会	岩 田 勝 司	会計責任者	藤 川 師 弘	石 黒 敏 司	平成27年 6月12日
		主たる事務所の所在地	大垣市西長町1	岐阜市千石町1 16	
名古屋税理士政治連盟中津川支部	鈴 木 立 晃	代表者	鈴 木 立 晃	砂 場 広 平	平成27年 5月15日
		会計責任者	長 野 和 夫	市 岡 孝 之	
NEW WITH クラブ	川 瀬 静	主たる事務所の所在地	中津川市東宮町4 50	恵那市大井町552 20	平成27年 6月1日
		代表者	川 瀬 静	栗 田 一 美	

山内ふさよし後援会	高塚正敏	主たる事務所の所在地	土岐市泉町大富269 8	土岐市泉町大富229 6	平成27年4月1日
山内ふさよし後援会	高塚正敏	主たる事務所の所在地	土岐市泉町大富229 6	土岐市泉町大富269 8	平成27年4月27日
若井あつこを育てる会	若井敦子	主たる事務所の所在地	岐阜市鹿島町1 10	岐阜市西野町5 8	平成27年6月1日
渡辺ひとみ後援会	渡邊仁美	名称	渡辺ひとみ後援会	ひとみ会	平成27年5月21日
わたなべ仁美後援会	渡邊仁美	名称	わたなべ仁美後援会	渡辺ひとみ後援会	平成27年6月3日

岐阜県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体組織図が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり並

IRP No.

平成二十七年八月四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
自由民主党揖斐郡支部	渡辺信行	岡枝利樹	揖斐郡池田町本郷1287 3	平成27年6月8日	政党の支部	自由民主党本部	一以上市町村区域等
大野金三後援会	大野金三	大野金三	多治見市西坂町1 120	平成27年6月1日			
各務幸次後援会	安藤雅	各務さわ子	多治見市大畑町1 5 1	平成27年5月31日			
杉本健三後援会	森下一信	岩長明宏	高山市新宮町90	平成27年4月30日			
政友会	島田政吾	牛丸弘	高山市下一之町76	平成27年5月20日			
橋公夫後援会	橋公夫	磯川一広	中津川市神坂3383	平成27年5月27日			
真政会	渡辺真	永島喜一朗	瑞浪市土岐町19 2	平成27年4月29日			

岐阜県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定によ

り、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十七年八月四日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

職分 氏名	職分	取 引 日
藤田政博	政友会	平成27年 4月30日
権公大	権公大後援会	平成27年 5月27日
渡辺 真	真政会	平成27年 4月29日

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十七年七月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人福詩の郷
- 三 代表者の氏名 山田 國明
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島市江吉良町字村前三三一番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域の人々に対して、農家の方が作る野菜等を新鮮なうちに消費者に提供する場所を設け、そこで障がい者のひとが働く「福詩の郷」を運営する事業を行い、食品の安全と地産地消による地域の活性化と障がい者の人々の職業能力の開発と雇用機会の拡充に寄与す

ることを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十七年七月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人木造建築研究会
- 三 代表者の氏名 小瀬 英之
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市忠節三丁目南町十二番地二
- 五 定款に記載された目的 この法人は、木造建築に携わる技術者や地域で安心して暮らし続けることができる住宅を求める住民等に対して、木材を躯体とする建築全般について技術的な視点からの研究・開発の提供や安心・安全な木造建築の普及啓発事業等を行うことにより、木造建築技術の向上と安全な木造建築に関する知識の普及啓発を図り、地域の活性化と安心して暮らせるまちづくりの構築に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十七年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人全日本ヘリコプター協議会
 三代 表 者 の 氏 名 橋本 浩一
 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市田島町三丁目二十番地七
 五 定款に記載された目的 この法人は、地震・津波・洪水等による緊急災害時、被災地へ救援物資、及び人員の搬送等の支援活動を実施すること、又、当該活動を円滑に推進するために、ヘリコプターの安全運航に係る情報の共有、航空知識と操縦技術の充実を促進し、ヘリコプターの社会的地位向上のための研修・講習会を開催することによって、技術向上と全国支援体制の育成を図り、もって国民生活の安全と安心に寄与することを目的とする。

指定管理者の指定
 ぎふ清流文化プラザに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県県民文化ホール
 未来会館条例（平成六年岐阜県条例第四号）第十六条の規定により公示する。
 平成二十七年八月四日
 岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体
 ぎふ清流文化プラザ管理運営共同体
 代表者 林 正和
 構成員
 岐阜市西野一丁目五二番地
 株式会社三和サービス
 岐阜市西野町一丁目一一番地二
 株式会社総合舞台はぐるま
 指定の期間
 平成二十七年九月一日から平成三十一年三月三十一日まで

平成二十七年八月四日
 岐阜県知事 古 田 肇

平成二十七年度クリーニング師試験の実施
 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、平成二十七年年度クリーニング師試験を次のとおり実施します。
 平成二十七年八月四日
 岐阜県知事 古 田 肇

一 試験日時

平成二十七年十一月一日（日）
 午前十時から

二 試験場所

岐阜県クリーニング会館（岐阜市須賀四丁目八番四号）、ふれあい福寿会館（岐阜市藪田南五丁目一四番五三号）及び笠松刑務所（羽島郡笠松町中川町二三）のうち岐阜県が指定する場所

三 試験科目

- 1 衛生法規に関する知識
 - 2 公衆衛生に関する知識
 - 3 洗濯物の処理に関する知識
 - 4 洗濯物の処理に関する技能
- (一) 繊維の鑑別
 (二) ワイシャツのアイロン仕上げ

四 受験資格

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者
- 2 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和三十年厚生省令第二十一号）附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

五 受験手続

- 1 願書等配布期間
 平成二十七年九月一日（火）から同年九月三十日（水）までの午前九時から午後

五時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

2 受付期間

平成二十七年九月十四日(月)から同年九月三十日(水)までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。なお、郵送による受験申込みは、平成二十七年九月三十日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

3 配布及び受付場所

県保健所(保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ)、岐阜市保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課

なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「クリーニング師試験願書在中」と朱書きして、岐阜県健康福祉部生活衛生課(〒五八五七 岐阜市藪田南二丁目一番一号)に提出してください。

4 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 写真(手札形(縦十一センチメートル、横八センチメートル)とし、出願前六か月以内に正面から撮影した無帽、上半身、無背景のもの。裏面に氏名及び生年月日を記載すること。)

(四) 受験資格を証する書類(学校の卒業証明書等。ただし、氏名に変更があった者は、氏名の変更の変遷が分かる出願前三月以内に作成した本人の戸籍抄本(必要がある場合は除籍抄本等)原本を添付してください。)

5 受験手数料

七千円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納付してください(消印しないこと。)

六 合格発表

平成二十七年十一月二十五日(水)午前十時

合格者の受験番号は、県庁、県保健所及び岐阜市保健所の掲示板に掲示することともに、岐阜県ホームページに掲載します。また、合格者には合格通知書を送付します。

七 試験結果の提供

クリーニング師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

クリーニング師試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(県庁二階)及び県保健所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。

2 この試験について不明な点は、岐阜県健康福祉部生活衛生課(電話〇五八二七二一一一一 内線二五六三)、県保健所又は岐阜市保健所に問い合わせてください。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年八月四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年七月二十一日

二 届出者の氏名又は名称

三菱地所・サイモン株式会社

三 建物の名称及び所在地

土岐プレミアム・アウトレット

土岐市土岐ヶ丘一丁目二番地

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社三峰

代表取締役社長

川村

益充

外百五十一者

（変更後）株式会社三峰

代表取締役

川村

益充

外百四十八者

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により防衛省東海防衛支局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年八月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

防衛省東海防衛支局

二 作業種類

公共測量（用地実測図作成及び基準点測量）

三 作業期間

平成二十七年七月十四日から

同 年八月十二日まで

四 作業地域

各務原市那加楠町

平成二十七年八月四日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社